

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月13日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

広島県公安委員会規則第5号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1・2 略 3 警察官駐在所				別表（第2条関係） 1・2 略 3 警察官駐在所			
所属警察署	警察官駐在所の名称	位置	所管区	所属警察署	警察官駐在所の名称	位置	所管区
略				略			
広島県 福山北 警察署	下加茂警察官駐在所	福山市加茂町下加茂	福山市のうち加茂町（下加茂、上加茂、八軒屋、百谷）、 <u>北匠町</u>	広島県 福山北 警察署	下加茂警察官駐在所	福山市加茂町下加茂	福山市のうち加茂町（下加茂、上加茂、八軒屋、百谷）
	略				略		
略				略			
4・5 略 備考 本表の所管区の欄、担任区域の欄及び警備区域の欄に掲げる行政区画（郡の区域又は市内の町その他の区域を含む。以下同じ。）は、 <u>令和5年4月1日</u> における行政区画とし、これを基準とした各交番（幹部交番を含む。）及び警察官駐在所の所管区、各幹部交番の担任区域、各警察署の直轄する所管区並びに各警備警察官派出所の警備区域は、その後における行政区画に変更があっても、これによって影響されないものとする。				4・5 略 備考 本表の所管区の欄、担任区域の欄及び警備区域の欄に掲げる行政区画（郡の区域又は市内の町その他の区域を含む。以下同じ。）は、 <u>平成30年1月9日</u> における行政区画とし、これを基準とした各交番（幹部交番を含む。）及び警察官駐在所の所管区、各幹部交番の担任区域、各警察署の直轄する所管区並びに各警備警察官派出所の警備区域は、その後における行政区画に変更があっても、これによって影響されないものとする。			

附 則

この公安委員会規則は、令和5年4月1日から施行する。